家庭用温水床暖房契約 [陽だまりプラン] (選択約款)

東海ガス株式会社

<目次>

1.	対象となるお客さま・・・・・・・・・1
2.	選択約款の届出および変更・・・・・・・1
3.	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4.	適用条件・・・・・・・・・・・・・・・・1
5.	契約の締結・・・・・・・・・・・・1
6.	使用量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7.	料金·····2
8.	精算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.	設置確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10.	名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11.	契約の変更又は解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
12.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
付	則4
別表	長第1.早収料金の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別表	長第2.適用する料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 対象となるお客さま

この選択約款は4の適用条件を満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに 通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用ガス温水床暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、専用住宅または併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有した熱源機により、居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。なお、温風暖房は含まれません。
- (2)「専用住宅」とは、居住の目的のために建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所 等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・ 作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部 分とが結合している住宅をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、 1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

4. 適用条件

この選択約款は、家庭用ガス温水床暖房システムを専用住宅または併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により当社に使用を申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の 翌月を起算月として12か月目の月のガス小売供給約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)までといたします。

- ② 当社との他の契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
- ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款および他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時にガス小売供給約款にもとづく契約を締結されたかたが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望目が解約の目から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金 算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社 の都合により、料金を早収期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早 収期間内にお支払いがあったものといたします。
- (3) 当社は別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金またはガス小売供給約款

第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金を用います。) を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点まで さかのぼってガス小売供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いただいた金額 との差額を精算させていただきます。

9. 設置確認について

- (1) 当社は、家庭用ガス温水床暖房システムが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用ガス温水床暖房システムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合はこの選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用 条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約 を解約することができるものといたします。

12. その他

- (1) この選択約款に定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものといたします。
- (2) この約款に定める事項について当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、 当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものといたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019 年 9 月 30 日まで家庭用温水床暖房契約約款(以下「旧選択約款」と言います。)の適用があり、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに支払義務が発生する料金について、その料金算定期間の開始日が 2019 年 9 月 30 日以前のものについては、旧選択約款により算定いたします。

別表第1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金またはガス小売供給約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3)料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(小数点以下の端数は切り捨て。)。

料金に含まれる消費税等相当額=料金×消費税率÷(1+消費税率)

別表第2. 適用する料金表

(1) 適用区分

料金表A:使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B:使用量が22立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたし

ます。

料金表 C:使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表 A

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	864. 60 円		
②基準単位料金			
1立方メートルにつき	232. 13 円		

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立 方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 166. 00 円			
②基準単位料金				
1立方メートルにつき	218. 43 円			

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立 方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4, 400. 00 円			
②基準単位料金				
1立方メートルにつき	153. 75 円			

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立 方メートルあたりの単位料金といたします。